

## 男 里 浜 区（浜 区 会） ・ 会 則

### 第 1 条（名称等）

- 第 1 項 本区は、泉南市区の設置等に関する規定に定められた第 29 区・泉南市男里浜を区域とし、「男里浜区会」と称する。以下「本会」と称する。
- 第 2 項 本会は男里浜区内に居住する者をもって構成する。
- 第 3 項 本会の事務所を浜老人集会場（浜区民センター）内に置く。

### 第 2 条（目 的）

本会の目的は次のとおりとする。

- 第 1 項 会員がお互いに協力し、親睦をはかりながら暮らしやすく、楽しい地域社会をつくること。
- 第 2 項 地域の自然、生活環境の保全と整備を通して住みよい地域環境をつくること。
- 第 3 項 会員一人一人が地域社会に貢献することを通して、未来の子供たちのために希望の時代が来るよう努力すること。

### 第 3 条（活 動）

本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- 第 1 項 会員の親睦を通して会員のつながりを広げること。
- 第 2 項 楽しく、住みよい地域社会をつくること。
- 第 3 項 生活環境・自然環境の保全と整備を通して、生活の質の向上をはかること。
- 第 4 項 一人一人が地域社会に貢献できるような機会をつくること。
- 第 5 項 地域社会の文化と伝統を築くこと。
- 第 6 項 青少年・老人・婦人問題等の福祉活動に取り組むこと。
- 第 7 項 市の委託業務の執行及び区民センターの管理・運営。

### 第 4 条（権利と義務）

会員は次の権利と義務を有する。

- 第 1 項 本会が行う行事等に参加すること。
- 第 2 項 総会に出席して意見を表明すること。
- 第 3 項 理事会に質問し、回答を求めること。
- 第 4 項 会計帳簿を閲覧すること。
- 第 5 項 地域の親睦を進めること。
- 第 6 項 地域社会に貢献する活動をする事。
- 第 7 項 本会の会則・規則を守ること。

第 8 項 総会で採択された活動方針に則り、活動に協力すること。

第 9 項 会費（区費）を納入すること。

第 5 条（総 会）

第 1 項 総会は本会の最高議決機関であり、区長が召集する。また会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または理事会で必要と認められたときは、区長はこれを召集しなければならない。

第 2 項 総会は、理事、会計監査、隣組長、副隣組長、顧問、相談役及び若干名の代議員とで構成される。

第 3 項 前項に記載する者以外の会員は議決権をもたないが、第 4 条第 2 項によって総会に参加できる。

第 4 項 総会は次の各項目を審議し決議する。

(1) 活動報告、会計報告、監査報告。

(2) 一般活動方針案、予算案。

(3) 会則・規則の制定、改廃。

(4) 理事の選任と解任。但し、選任規則第 1 項の規定による候補者については総会の決議を要することなく、役員会に届け出があったときをもって、選任されたものとみなす。

(5) その他重要とみなされる事柄。

第 5 項 総会は第 5 条第 2 項に定められた構成員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって採択される。

第 6 項 総会の議長は、理事以外の会員の中から選出される。

第 6 条（理 事 会）

第 1 項 理事会は総会に次ぐ本会の議決機関であり、区長が招集する。また、理事の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または役員会で必要と認められたときは、区長はこれを招集しなければならない。

第 2 項 理事会は理事で構成される。

第 3 項 理事会は総会で委任された事柄や、区長・役員会が提案した案件等を審議し決議する。

第 4 項 理事会は理事の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって採択される。

第 5 項 理事会の議長は事務長が務めるものとする。

## 第 7 条 (役員会)

第 1 項 役員会は本会の最高執行機関であり、区長が召集する。

第 2 項 役員会は次の役員で構成される。

- (1) 区長 1 名 (2) 副区長 2 名
- (3) 事務長 1 名 (4) 副事務長 2 名
- (5) 会計 1 名

第 3 項 役員会は総会・理事会で決議された事柄等を執行する。

第 4 項 役員会は第 7 条第 2 項に定められた役員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって採択される。

第 5 項 役員会の議長は事務長が務めるものとする。

## 第 8 条 (隣組長会)

隣組長会は隣組の組長によって構成される。

## 第 9 条 (理事・役員・会計監査・隣組長・副隣組長・代議員・相談役・顧問の任務と選出方法)

第 1 項 理事は会員を代表し、理事会で意見を述べ、各案件を審議し決議する。

第 2 項 理事は総会で選任される。但し、選任規則第 1 項の規定による候補者については、第 5 条第 4 項の (4) 号但し書きを準用するものとし、定員は合わせて 20 名とする。

第 3 項 役員は理事から選出され、理事会で承認される。

第 4 項 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 区長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副区長は区長を補佐し、区長に支障があるときは任務を代行する。
- (3) 事務長は本会の事務を統括し、総会・理事会・役員会の議事録をまとめ、役員会の承認を得て会員に報告する。
- (4) 副事務長は事務長を補佐し、事務長に支障があるときは任務を代行する。
- (5) 会計は本会の会計事務を担当し、資金（運営基金含む）を管理する。

第 5 項 会計監査は総会で選任される。定員は 3 名とする。

第 6 項 会計監査は適宜会計帳簿を閲覧し、会計業務及び運営基金の管理が適正に行われているかを監査する。また年度末の決算報告を監査する。

第 7 項 理事・会計監査の選任方法については「選任規則」による。

第 8 項 (1) 隣組長及び代議員の選出方法は、各隣組に委ねるものとする。  
但し、前隣組長は副隣組長として隣組長を補佐し、隣組長に支障があるときは任務を代行する。

(2) 代議員は隣組 1 組につき、20 世帯以上 30 世帯未満で 1 名、30 世帯以上で 2 名を選出するものとする。

第 9 項 顧問・相談役は役員会が推薦し、理事会で承認する。

第 10 項 顧問・相談役は本会の活動全般に対し、助言を与える。

第 10 条 (理事・会計監査・隣組長・副隣組長・代議員の任期)

第 1 項 理事・会計監査の任期は原則として 3 年とし、再選は妨げない。

第 2 項 顧問・相談役は 1 年毎に役員会にて推薦される。

第 3 項 隣組長・副隣組長・代議員の任期は 1 年とする。

第 11 条 (会 計)

第 1 項 本会の運営は運営基金利息、会費（区費）、寄附金、その他の収入をもって充当する。

第 2 項 会費（区費）は 1 世帯 1 ヶ月 300 円とし、隣組長が徴収して一括納入する。但し、集合住宅については管理組合等に一任する。納入された会費

（区費）は返還しない。但し、特殊事情によっては、減免の措置を理事会で審議し決議する。

第 3 項 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 4 項 本会の運営基金は、運営基金管理委員会によって管理される。その管理方法は「運営基金管理規則」による。

第 12 条 (庶 務)

本会の庶務については「庶務規則」による。

第 13 条 (浜老人集会場・浜区民センターの使用)

浜老人集会場（浜区民センター）の使用については、「浜老人集会場（浜区民センター）使用規則」による。

附 則 この会則は、平成 7 年 4 月 24 日より施行する。

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正。

## I. 選任規則

会則第9条第7項に基づき、理事・会計監査の選任規則を定める。

- 第 1 項 男里浜区を別表に記載する4ブロックに区分し、各ブロックより毎年1名ずつの理事候補者を選任する。
- 第 2 項 前項の理事候補者は、原則としてブロックごとに別表記載の連続する3つの隣組の中から、持ち回りにより選任するものとする。但し、ブロックによってこれと異なる選任方法を採用することを妨げない。
- 第 3 項 会計監査の候補者は、役員会において決定する。
- 第 4 項 第1項または前項により選任された候補者以外の会員も、次項に規定する公示期間内に立候補の届出書を役員会へ提出することにより、理事または会計監査の候補者になることができる。
- 第 5 項 公示期間は2月の第1日曜日からの1週間とする。
- 第 6 項 理事及び会計監査の候補者は、総会での紹介（ブロック代表理事）と承認（自薦・他薦理事候補者及び会計監査候補者）を受けることにより、理事及び会計監査に就任するものとする。尚、第1項のブロックより選出される理事候補者の届出期間は、3月の第1日曜からの1週間とする。
- 第 7 項 第4項の規定による立候補の届け出があったことにより、候補者の数が定員を超えることになった場合は、会則第9条第2項及び第9条第5項の規定により、総会での選挙によって当選者を決定する。但し、第1項の規定による理事候補者については、これを自動的に当選者とみなし、第4項の規定による理事候補者を対象として選挙を行うものとする。

附 則 この規則は、平成11年度の理事および会計監査の選任手続から適用する。  
この規則は、平成23年4月1日より一部改正。  
この規則は、平成27年4月19日より一部改正。（理事定員18名→20名）  
この規則は、平成28年4月24日より一部改正。（選任管理委員会の廃止）  
この規則は、令和2年4月19日より一部改正。

《別 表》

| ブロック   | 当該ブロックを構成する隣組番号                                                              | 隣組構成数      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第一ブロック | 16-1・16-2・     ・19・20・23・24・<br>25-1・25-2・26-1・26-2・27・<br>28・29-1・29-2・30   | 16 隣組      |
| 第二ブロック | 10・11-1・11-2・12・13・14・15・<br>18・31-1・31-2・32・33・34・<br>35-1・35-2・36・39・40・42 | 19 隣組      |
| 第三ブロック | 1・2・3・4・5・6-1・6-2・<br>7・8・9-1・9-2・<br>37・38-1・38-2・41・43                     | 16 隣組      |
| 第四ブロック | サザンコースト                                                                      | A 棟<br>B 棟 |

- ※ 上記の四ブロックより選出される理事の定員は12名（ブロック数×3名）となります。
- ※ 各ブロックよりは、毎年1名ずつの理事を選出する。3年後には1ブロックより選出された理事の数は3名となります。
- ※ 上記ブロック代表とは別に自薦・他薦によって8名の理事が総会の承認によって就任するため、理事の定員は合わせて20名となります。

## Ⅱ. 倫理規則

会則第4条に基づき、会員として遵守すべき倫理規則を定める。

第 1 項 会員は次に掲げる事柄を遵守しなければならない。

- (1) 総会で採択された活動方針を実現するために、会則・規則に従って活動する。
- (2) よりよい地域社会づくりに積極的に貢献する。
- (3) 会員たることを自覚し、良識ある行動をとる。
- (4) 総会・理事会での決議事項を守り、相互に協力しあって本会の活動を推進する。

第 2 項 会員は次の事柄に違反してはならない。

- (1) 総会・理事会・役員会において、人格を罵倒するような暴言を吐いたり、威嚇行為を行ったりしてはならない。
- (2) 酒気を帯びて総会・理事会・役員会に出席してはならない。
- (3) 会議の議事運営を妨害するような発言・行動をとってはならない。
- (4) 前3号のほか、浜区会または会員もしくは役員等の人格・名誉を損なうような行動をとってはならない。

附 則 この規則は、平成7年4月24日より施行する。

### Ⅲ. 懲 罰 規 則

会則第4条に基づき、懲罰規則を次の通り定める。

- 第 1 項 会員が会則または規則に違反し、役員会が懲罰委員会の開催を議決したときは、区長は1ヶ月以内に懲罰委員会を召集する。
- 第 2 項 懲罰委員会は次の者をもって構成する。
  - (1) 役員（区長、副区長、事務長、副事務長、会計）
  - (2) 隣組長3名（懲罰委員会の開催を決議した役員会において選任する。）
- 第 3 項 懲罰委員会の委員長はその都度互選により決定する。
- 第 4 項 懲罰は、戒告、解任、会員としての権利停止とする。
- 第 5 項 懲罰委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議決する。尚、委任状による出席は認めない。
- 第 6 項 懲罰委員会では、懲罰の対象となる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。但し、当人がこれを拒んだ場合はこの限りではない。

附 則 この規則は、平成7年4月24日より施行する。

#### IV. 運 営 基 金 管 理 規 則

本会の運営基金を保管するために、会則第11条第4項に基づき「運営基金管理規則」を定める。

- 第 1 項 本会の運営基金は運営基金管理委員会で管理する。
- 第 2 項 運営基金管理委員会は、本区に10年以上居住している会員の中から選出された委員4名と区長・会計によって構成される。
- 第 3 項 委員は理事会で推薦され、総会で承認を受ける。
- 第 4 項 運営基金管理委員の任期は原則として4年とし、半数ずつ交替するものとする。但し、再任は妨げないものとする。
- 第 5 項 運営基金は地区の環境保全と整備、あるいは会員の福祉のために使われるものであり、その運用については適正かつ効果的に行わなければならない。
- 第 6 項 会則第11条第1項に基づき、運営基金の利子は本会の運営費の一部とすることができる。
- 第 7 項 運営基金の取り崩しにあたっては、運営基金管理委員会の同意を得た上で総会で決議・承認を受けなければならない。
- 第 8 項 運営基金管理委員会は、その管理状況を総会で報告する。
- 第 9 項 会計監査は適宜、運営基金の管理状況を監査し、総会でその結果を報告する。

附 則      この規則は、平成7年4月24日より施行する。  
             この規則は、平成23年4月1日より一部改正。

## V. 庶務規則

- 第 1 項 事務長は備品台帳を作成し、資産・備品を管理する。
- 第 2 項 役員等が公用で出張したとき、次の通りのものを支給する。
- (1) 目的地までの運賃の実費、食事代（1, 500 円）
  - (2) 宿泊代は実費とする。但し、15, 000 円までとする。
  - (3) 公用出張、また宿泊等の適否は役員会で決定する。
- 第 3 項 (1) 事務員の勤務時間は、午前 9 時より午後 4 時までとし、正午から午後 1 時までは休憩時間とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日ならびに年末・年始およびお盆期間等で理事会が指定する日は、休館とする。
- 第 4 項 会員または同居家族が死亡したとき、弔慰金は一律 10, 000 円とする。
- 第 5 項 会員または同居家族が、浜区行事に参加して負傷したことにより通院・入院が必要となった場合、見舞金は 1 人あたり一律 5, 000 円とする。
- 附 則 この規則は、平成 7 年 4 月 24 日より施行する。
- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正。
- この規則は、平成 29 年 4 月 23 日より一部改正。
- この規則は、令和 2 年 4 月 19 日より施行する。

## VI. 浜老人集会場（浜区民センター）使用規則

- 第 1 項 浜老人集会場（浜区民センター）は、会則第 2 条の目的、ならびに第 3 条の活動を推進するために、とりわけ老人の福祉の増進のために使用されるものとする。
- 第 2 項 次の各号に該当するときは老人集会場（区民センター）を使用することはできない。
- (1) 秩序又は風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
  - (2) 建物又は付属設備その他器具備品等を破損・汚損又は滅失する恐れがあると認めるとき。
  - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
- 第 3 項 浜老人集会場（浜区民センター）を使用しようとする者は、あらかじめ申込書に所定の事項を記載し、前日までに区長の許可を得なければならない。この場合、区長は必要に応じて条件をつけることが出来る。
- 第 4 項 浜老人集会場（浜区民センター）の使用については、冠婚葬祭が優先されるものとする。
- 第 5 項 浜老人集会場（浜区民センター）は別紙所定の手続きにより使用できるものとする。
- 第 6 項 浜老人集会場（浜区民センター）を使用する者は、下記の事項を遵守しなければならない。
- (1) 市の定めた条例及び規則に従う。
  - (2) 浜老人集会場（浜区民センター）の業務に支障をきたす行為や他の使用者・近隣住民に迷惑をかける行為をしてはならない。
- 第 7 項 前項に違反したとみなされたときは、区長の指示に従って利用者はすみやかに浜老人集会場（浜区民センター）から退去しなければならない。
- 第 8 項 子供（中学生まで）だけの使用は、原則としてこれを禁じる。但し、理事会が認めたときはこの限りではない。
- 第 9 項 使用者は、使用中に建物又は付属設備その他器具備品等を破損・汚損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 第 10 項 この規則に定めのない事項については、理事会が適宜、処置する。
- 附 則 この規則は、平成 7 年 4 月 24 日より施行する。  
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正。

## VII. クラブ助成金

### 《 目 的 》

会員の親睦を目的として行われる倶楽部活動に対し助成金を支給する。

### 《 対 象 》

10名程度以上の倶楽部で、浜区会全会員を対象とした行事を年1回以上実施することを原則とする。

### 《 支 給 》

助成金の支給は年1回とし、行事計画書（年度）の提出時とする。

### 《 金 額 》

助成金の支給金額は、原則として1（種目）趣味につき、2万円とする。  
但し、会員数により役員会にて検討の上、助成金の支給額を増減する。

附 則 この規則は、平成9年4月27日より施行する。

この規則は、平成23年4月1日より一部改正。